

～妊娠・出産に伴う費用助成(償還払い)のご案内～

北九州市外の医療機関等で妊娠・出産にかかる健康診査等を受け、実費を支払った方へ

市外で保険適用外の下記健康診査等を受け、実費を支払った場合、
本市が定める額を上限として助成します。
制度の詳細は、下記 QR コードより市ホームページをご覧ください。

福岡県・佐賀県・大分県・下関市以外の医療機関で『妊婦健康診査』を受けた方

市外で以下の健康診査等を受けた方

- 産婦健康診査(※裏面 1)
- 1か月児健康診査
(令和 7 年 10 月 1 日以降受診分)
- 新生児聴覚検査(※裏面 1)
- 産後ケア(事前の登録が必要)

右 QR コードより電子申請にてお申込みください。

下記「電子申請前に準備するもの」を撮影しておく、
申請がスムーズです。
(画像はすべて、全体が映るように撮影してください。)



北九州市ホームページ

【電子申請前に準備するもの】

共 通

- 振込先が確認できる通帳等の画像 (ただし、妊産婦名義の口座に限る)
- 母子健康手帳番号の把握 (母子健康手帳の表紙に記載あり)

妊婦健康診査

- 領収書・診療明細書の画像
- 母子健康手帳中「妊娠中の経過」
- 妊婦健診手帳中 結果の記入された助成券の画像

産婦健康診査

- 領収書・診療明細書の画像
- 結果が記入された「北九州市産婦健康診査受診票」の画像 (※裏面 2)
- 母子健康手帳中「出産の状態」の画像

新生児聴覚検査

- 領収書・診療明細書の画像 (※裏面 3)
- 母子健康手帳中「検査の記録」など検査結果が分かるものの画像

1か月児健康診査

- 領収書・診療明細書の画像
- 結果が記入された「北九州市1か月児健康診査受診票」の画像 (※裏面 4)

産後ケア

- 領収書の画像(複数ある場合は 1 つにまとめて撮影)
- 母子健康手帳中「産後ケアの記録」の画像
- 減免希望の場合は裏面参照 (※裏面 5)

裏面に続く



※1 下関市の登録医療機関で産婦健康診査または新生児聴覚検査を受けた方

⇒償還払い対象外(本市で助成済み)になります。

※2 産婦健康診査「北九州市産婦健康診査受診票の画像」

⇒北九州市が定める健診項目を実施していない場合は、助成不可となることがあります。

⇒北九州市の受診票を使用しなかった場合は、母子健康手帳中「出産後の母体の経過」など結果が分かるものを撮影してください。

※3 新生児聴覚検査「領収書・診療明細書の画像」

⇒聴覚検査のみの領収書がなく、退院時の領収書に聴覚検査費が含まれている場合は、退院時の領収書を撮影してください。

※4 1か月児健康診査「北九州市1か月児健康診査受診票の画像」

⇒北九州市が定める健診項目を実施していない場合は、助成不可となることがあります。

⇒北九州市の受診票をお持ちでない場合は、ホームページより受診票をダウンロードしたものを印刷し、必要箇所を記入したうえで受診先に提示してください。

※5 産後ケア「減免希望の場合」

⇒市民税非課税世帯の場合、生計中心者の市民税非課税証明書を撮影してください。

(4月から6月までの間に申込の場合は、前年度の非課税証明書を撮影)

⇒生活保護世帯の場合、保護受給証明書を撮影してください。



申請期限とお振込み



項目	申請期限	お振込み
<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊婦健康診査 ■ 産婦健康診査 ■ 1か月児健康診査 ■ 新生児聴覚検査 	出産した日から6か月以内に申請	受付日から2か月ほど時間を要します。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 産後ケア 	利用した日から6か月以内に申請 (複数回利用した場合は、最後の利用日から6か月以内に申請)	



お問い合わせ先



各区役所	所在地	電話
門司区 健康相談コーナー	門司区清滝1丁目1番1号	093-331-1888
小倉北区 健康相談コーナー	小倉北区大手町1番1号	093-582-3440
小倉南区 健康相談コーナー	小倉南区若園5丁目1番2号	093-951-4125
若松区 健康相談コーナー	若松区浜町1丁目1番1号	093-761-5327
八幡東区 健康相談コーナー	八幡東区中央1丁目1番1号	093-671-6881
八幡西区 健康相談コーナー	八幡西区黒崎3丁目15番3号	093-642-1444
戸畑区 健康相談コーナー	戸畑区千防1丁目1番1号	093-871-2331